

9. 1 要援護者の安否確認

柏崎市では、要援護者の対象として高齢者 9,017 人、障害者 1,083 人を認定し、それぞれ災害時には市職員及び民生委員による安否確認を実施することとしていた。

高齢者・障害者台帳については、全てシステム化しており、要介護度・障害種別・住所等については全て把握しており、水防警報等が発表された場合は瞬時に対象地区での要援護者を割り出すことが可能な状況だった。

福祉部局においての要援護者の安否確認は限られた職員での対応となり、あまりの被害の大きさに全ての市民が要援護者状態であったと言っても過言ではない状況だった。

地震当初は、202 箇所の指定避難所のうち、ピーク時で 82 箇所の避難所が設営され、各避難所へも市職員が派遣されることとなり、日常業務も含め震災対応業務は困難を極めた。

こうした中で介護高齢課では、要援護高齢者の安否確認と援護が必要な方への対応に全力をあげることとし、安否の確認については、次のように対応した。

介護保険施設及び在宅サービスの利用者については、地震発生当日すぐに施設及び居宅介護支援事業所に利用者の安否確認を指示し、併せて緊急入所の対応を依頼した。

在宅の要援護者については、あらかじめ作成してあった要援護者名簿により、市職員が直接電話をかける方法で安否確認を行った。対象者が 9,017 人いることから次のように優先順位をつけ、順次電話をかけ安否確認を行った。

①単身の要介護認定者、②高齢者世帯で全員要介護認定者、③単身の一般高齢者、④一般の高齢者世帯及びいずれかが要介護認定者世帯の順に安否確認を実施。

毎日 10 人前後の職員をこの確認の電話業務に従事させたが、自宅以外に避難されていたり電話が通じない状況であったりなどでなかなか進まず、7 月 19 日時点で確認できたのは 3,186 人で、7 月 19 日から 20 日にかけては民生委員にもそれぞれ担当地域の高齢者の安否確認状況を問い合わせた。

これらの情報を総合して 7 月 20 日夕方時点で 27 人の安否不明者があり、当日夜から翌日午前にかけて、避難所名簿や緊急ショートステイ名簿、あるいは市職員が直接自宅等に何うなどしてその 27 人の安否を確認し、21 日午後 2 時高齢者の要援護者 9,017 人全員の安否確認が完了した。

なお、安否の確認と要援護者への対応については自主防災組織や各地区での地域住民や地元消防団による対応、民生委員による自主的な対応、地域包括支援センター職員による対応など、いろいろな組織等が動いていたことが後からわかった。それぞれ自主的な対応は大変重要なことであるが、結果として重複した動きになってしまった部分もあった。

援護が必要な方への対応では、施設での緊急入所と福祉避難所が大きな柱だった。

介護保険施設では地震発生時にデイサービスやショートステイを利用していた方がそのまま緊急入所になったほか、避難してきた方の緊急入所の受け入れも行った。

障害者 1,083 人の安否確認については、7 月 23 日までに完了し、それ以降各種情報提供・ニーズ把握・関係機関との連絡調整・カウンセリング等を実施し、全体で 1,744 人の障害者の方々に対し訪問活動を展開した。

障害者相談支援センターの活動期間は 9 月末までだったが、8 月上旬までに県内相談支援事業者等延べ 275 人が集中的に派遣された。

こうした活動により、医療機関や福祉施設等との連携を図り、個別支援を実施したり、ニーズ把握による重度障害者の入浴支援、聴覚障害者への手話通訳派遣、夏休み期間中のため在宅障害児の日中支援サービス等を実施した。

また、多くの要援護者については、福祉サービス事業所が自主的に安否確認を実施し、概ね 1～2 日後には安否確認が完了していたことが震災後の調査で判明した。

第9節 要援護者の支援

9.2 要援護者の緊急入所

(1) 高齢者の緊急入所

在宅要介護高齢者で、被災により居宅介護サービスを受けることができなくなった方々を、特養等の高齢者施設に受け入れた。

表 9.2.1 利用者の推移

		7/16	7/20	7/25	7/31	8/5	8/15	8/31	9/6	9/19	9/30
緊急入所数		231	368	333	268	215	151	117	100	94	81
内 訳	柏崎市	153	250	235	171	129	88	67	56	52	49
	長岡市	53	65	62	57	50	41	35	31	30	23
	出雲崎町	7	18	16	22	18	9	7	7	6	3
	その他	18	35	20	18	18	13	8	6	6	6

(ピーク)

(出典) 新潟県福祉保健部『新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況』平成20年1月

(2) 障害者の緊急入所

被災障害者等が事業所(施設)に緊急に受け入れられた(短期入所)。また、県においては、緊急の受入が可能な事業所(施設)等について、県のホームページ等により情報提供を行った。

対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者(障害児含む)とし、地震発生当日の16日から対応を実施した。

障害者等に対しては、障害者相談支援センター(拠点)を立ち上げ直接情報提供、助言、サービス利用調査等の相談支援を行った。

なお、緊急入所に要する費用は、市町村が障害者自立支援法の介護給付費(短期入所サービス費)として支弁し、県は、介護給付費に係る負担金を市町村に支弁(国1/2、県1/4、市町村1/4)した。

表 9.2.2 障害者施設緊急受入の実績(中越地震との比較)

	中越大震災		中越沖地震	
	施設数	人数	施設数	人数
肢体不自由児施設	1	2		
肢体不自由者更生施設	1	1		
身体障害者療護施設	4	18	3	6
知的障害者総合援護施設	1	48		
知的障害者更生施設	4	36	2	9
重症心身障害児施設	1	16	1	9
指定医療機関	1	2	1	6
精神障害者生活訓練施設			1	7
計	13	123	8	37

(出典) 新潟県福祉保健部『新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況』平成20年1月

(出典) 新潟県福祉保健部『新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況』平成20年1月、日本赤十字社、2008、『平成19(2007)年新潟県中越沖地震における災害救助にかかる活動記録』